

工事名： ■■線道路改良工事(▼工区)

受注者： 株式会社 ●●

※必ず工事受注者名で見積書作成し

★土木工事標準積算基準書で計上できない内容(※)『別添_注意事項』に記載がある内容がないか確認願います。

●別途計上の対象としない項目

(※：従来の共通仮設費、現場管理費の率計上に含まれる内容等)

業 務 委 託 費 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
委託費	3次元起工測量								<div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> ※計上できるのは、基本的に当初の1回、1種類の測量方法のみで (対象が水中部、地上部で別々の場合は、発注者と協議願います。) 計画書作成、基準点測量、出来形、3次元起工測量以外の報告書等は 計上できません。(共通仮設・現場管理費に含みます。) また、諸経費は、「設計業務等標準積算基準書」によらず実経費で計上 願います。 </div>
		3次元起工測量							
			測量方法：【記載例】空中写真(無人航空機)						
			測量面積：■■■m ²						
			【記載例】空中写真測量(無人航空機)		式	1	●●		諸経費含む 代価表第1表
	3次元設計データ作成								<div style="background-color: yellow; padding: 5px;"> ※計上できるのは、基本的に当初の1回のみで 計画書作成、数量計算、出来形等は計上できません。(共通仮 設・現場管理費に含みます。) 諸経費含む 代価表第2表 </div>
		3次元設計データ作成							
			作業面積：■■■m ²						
			【記載例】3次元設計データ作成		式	1	■■■		諸経費含む 代価表第2表
	業務価格				式	1	▼▼		
<div style="background-color: yellow; padding: 10px; border: 1px solid black;"> ※上記以外の項目は基本的に計上できません。 別添_注意事項を確認願います。 </div>									

第 1 表 空中写真測量（無人航空機）

測量方法：【記載例】空中写真測量（無人航空機）
 測量面積：■■■m²
 1 式 当り

種 別	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	●●作業		人	■	●●	●●	
	●●作業		人	■	●●	●●	
	●●作業		式	■	●●	●●	延べ人工▼名
	諸経費		式	1	●●	●●	
合 計							
			1 式	当り			

※必ず人工数が分かるように記載願います。
一式計上でも延べ人工が分かるように記載願います。

※『参考 見積もり額』で概ねの概算額が妥当か確認願います。
大幅に超過する場合、作業が可能な複数社の見積もりが徴収されているか確認し、金額の妥当性を確認願います。

※「設計業務等標準積算基準書」、公共測量に係る諸経費は適用できません。
各社の実経費でお願い致します。

第 2 表 3次元設計データ作成

作業面積：■■■m²
 1 式 当り

種 別	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	●●作業		人	■	●●	●●	
	●●作業		人	■	●●	●●	
	●●作業		式	■	●●	●●	延べ人工▼名
	諸経費		式	1	●●	●●	
合 計							
			1 式	当り			

※必ず人工数が分かるように記載願います。
一式計上でも延べ人工が分かるように記載願います。

※『参考 見積もり額』で概ねの概算額が妥当か確認願います。
大幅に超過する場合、作業が可能な複数社の見積もりが徴収されているか確認し、金額の妥当性を確認願います。

※「設計業務等標準積算基準書」、公共測量に係る諸経費は適用できません。
各社の実経費でお願い致します。

Q-202

3次元起工測量・3次元設計データ作成で見積りの徴収方法、計上できない費用はどのようなものがありますか。

※中部地方整備局FAQより引用

1. 積算2) 見積(2)

A-202

元請業者1社へ見積もり依頼・徴収し、その金額を計上して下さい。

また、共通仮設費の技術管理費に間接費を含め積上計上 (全ての間接工事費の対象にしない) となります。

なお、下記の費用等に関しては、共通仮設費に含まれることから、別途計上の対象としていません。

- 3次元起工測量
 - ・基準点等の設置(従来の起工測量に含まれているもの)
- 3次元設計データ作成
 - ・設計図書の照査に係わる作業
 - ・その他協議図面作成に係わる作業
 - ・完成図書作成に係わる作業

- 【**県独自**】その他、別途計上の対象としない項目として以下が想定されます。
 - ・ICTに関する施工計画書作成費【※四国地方整備局FAQより引用】-変更契約
 - ・出来形管理に係る図面作成費用
 - ・土量計算算出費用
 - ・出来形管理に係る測量費用
 - ・出来形管理に係る3次元設計データ作成費
 - ・精度確認結果報告書作成費【※四国地方整備局FAQより引用】-変更契約
 - ・電子納品作成費用

※今後、3次元起工測量や3次元設計データ作成の歩掛が制定されれば、積算方法が変わる可能性があります。

Q-203

UAV・TSL測量による3次元起工測量の見積りを発注者に提出したところ、「設計業務等標準積算基準書」に記載されている歩掛や諸経費に合わせるように言われました。

※中部地方整備局FAQより引用

1. 積算2) 見積(1)

A-203

ICT活用工事で実施する3次元起工測量は、公共測量ではないため「設計業務等標準積算基準書」に記載されている歩掛や諸経費を使用するのは適切ではありません。

現時点では、3次元起工測量・3次元設計データ作成については歩掛や諸経費に関する基準が無いため、見積りにより対応するものとしています。

尚、3次元起工測量・3次元設計データの作成費用については、共通仮設費の技術管理費にて計上し、全ての間接工事費の対象にしないこととしているため、作成費用は間接費を含む金額として下さい。

- ICT施工のうち、3次元起工測量、3次元設計データ作成費用は見積徴収している。
- 国の基準を準用する地方公共団体も多いが、**現場条件等により見積金額にバラツキが生じる**ことがあり、**見積金額の妥当性の判断が困難**なことから歩掛化を求めめる声がある。

⇒ 原則、見積徴収としつつ、国の実績を基にした**算定式を見積参考資料**として整理

令和3年4月～令和4年6月

R2(現行)



	D	E	F - DE	GHI J
①	3次元起工測量		共通仮設費	見積徴収による積上げ
②	3次元設計データ作成			

